

事 務 連 絡
令和4年7月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染状況把握調査」について

平素より新型コロナウイルスの感染拡大の防止に御尽力をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

従前より、学校関係者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合に、当該学校の設置者から文部科学省への報告をお願いしているところですが、現在、全ての年代において、感染拡大が続く中で、標記調査に係る事務負担が過重なものとなっていることから、本調査に係る報告内容、方法等について変更することを検討しています。

については、現在の回答フォームやエクセル様式での報告は陽性診断日が令和4年7月31日までの事例について報告いただくものとし、陽性診断日が令和4年8月1日以降の事例については、追って連絡する回答フォームに沿って報告をいただくようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校法人に対して周知くださいますようお願いいたします。

(本件問合せ先)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
感染状況調査担当

TEL : 03-6734-2931、03-6734-2976

E-mail : hoken@mext. go. jp